

市区町村別集計項目(推進体制等)

広島県	
市区町村数	23

都道府県	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)				
								有			無	有			無	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
						14	15	7			21					
34	100	広島市	市民局人権啓発部男女共同参画課	1	1	1	1	広島市男女共同参画推進条例	2001年9月28日	2001年9月28日	0	第3次広島市男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
34	202	呉市	人権・男女共同参画課	1	2	1	1	くれ男女共同参画推進条例	2001年12月21日	2001年12月21日	0	くれ男女共同参画基本計画(第3次)改定版	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
34	203	竹原市	市民福祉部 地域づくり課	1	2	1	1				0	第2次たけはら21男女共同参画プラン	2012年4月 ~ 2022年3月	1	1	
34	204	三原市	生活環境部 人権推進課	1	2	1	1	三原市男女共同参画推進条例	2011年3月31日	2011年10月1日	0	三原市男女共同参画プラン(第3次)	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1	
34	205	尾道市	人権男女共同参画課	1	2	1	1	尾道市男女共同参画推進条例	2015年12月16日	2016年4月1日	0	尾道市男女共同参画基本計画	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1	
34	207	福山市	青少年・女性活躍推進課	1	2	1	1	福山市男女共同参画推進条例	2002年3月26日	2002年4月1日	0	福山市男女共同参画基本計画(第4次)	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
34	208	府中市	女性こども課	1	2	1	1				0	府中市男女共同参画プラン(第2次)平成28年度改訂版	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1	
34	209	三次市	定住対策・暮らし支援課	1	2	1	1	三次市男女共同参画推進条例	2004年4月1日	2004年4月1日	0	三次市男女共同参画基本計画(第4次)	2021年4月 ~ 2027年3月	1	1	
34	210	庄原市	生活福祉部 市民生活課	1	2	1	1				0	第2次庄原市男女共同参画プラン	2017年3月 ~ 2026年3月	1	1	
34	211	大竹市	自治振興課	1	2	0	0				0					1
34	212	東広島市	生活環境部人権男女共同参画課	1	2	1	1				3	第3次東広島市男女共同参画推進計画	2020年4月 ~ 2030年3月	1	1	
34	213	廿日市市	人権・男女共同推進課	1	1	1	1				0	第2次廿日市市男女共同参画プラン	2015年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
34	214	安芸高田市	人権多文化共生推進課	1	2	1	1	安芸高田市男女共同参画推進条例	2009年3月19日	2009年4月19日	0	安芸高田市第2次男女共同参画プラン	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	0	
34	215	江田島市	人権推進課	1	2	1	0				2	江田島市第2次男女共同参画基本計画	2018年4月 ~ 2027年3月	1	1	
34	302	府中町	自治振興課人権推進室	1	2	0	1				0	府中町第3次男女共同参画プラン	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1	
34	304	海田町	社会福祉課	1	2	1	0				0	第2次海田町男女共同参画基本計画	2018年4月 ~ 2022年3月	1	1	
34	307	熊野町	生活環境課	1	2	0	0				0					1
34	309	坂町	民生課	1	2	0	0				3	坂町男女共同参画プラン	2012年4月1日 ~ 2022年3月31日	0	1	
34	368	安芸太田町	住民課	1	2	0	0				0	第二次安芸太田町男女共同参画基本計画	2018年4月 ~ 2025年3月	1	0	
34	369	北広島町	町民課	1	2	0	0				0	北広島町男女共同参画プラン(第3次)	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
34	431	大崎上島町	住民課	1	2	0	1				0	大崎上島町第2次男女共同参画推進計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
34	462	世羅町	企画課	1	2	0	1				0	第3次世羅町男女共同参画行動計画	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1	
34	545	神石高原町	未来創造課	1	2	0	0				0	神石高原町第2次男女共同参画推進基本計画	2017年4月 ~ 2028年3月	1	1	

<選択肢回答>

- 所属
1 首長部局
2 教育委員会

- 事務所掌
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない

- 庁内連絡会議
1 有
0 無

- 諮問機関
1 有
0 無

- 男女共同参画に関する条例
現在の状況
1 2022年3月末までの制定を目的に検討中
2 2021年度以降の制定を目的に検討中
3 その他
0 検討していない

- 男女共同参画に関する計画
女性活躍推進法の推進計画との関係
1 一体
0 一体でない
計画の策定方法
1 単独計画として策定
0 総合計画の一部として策定

- 現在の状況
1 策定に向け検討中
0 策定予定がない、検討していない

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)							施設 形態		管理・運営主体					
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等 住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単 独	複 合	施設管理			事業運営		
												直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他
3								1	2	2	1	0	2	1	0		
34	100	広島市	広島市男女共同参画推進センター	ゆいぽーと	730-0051	広島市中区大手町五丁目6番9号	082-248-3320	082-248-4476	http://www.yui-port.city.hiroshima.jp/		○		○			○	
34	202	呉市															
34	203	竹原市															
34	204	三原市															
34	205	尾道市															
34	207	福山市	福山市男女共同参画センター	イコールふくやま	720-0831	福山市草戸町五丁目12番3号	084-973-8895	084-927-9121	https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/equal/	○		○			○		
34	208	府中市															
34	209	三次市															
34	210	庄原市															
34	211	大竹市															
34	212	東広島市	東広島市男女共同参画推進室	エスポワール	739-0043	東広島市西条西本町28-6サンスクエア東広島	082-424-3833	082-424-3833	https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/shisetsu/sonota/7534.html		○	○			○		
34	213	廿日市市															
34	214	安芸高田市															
34	215	江田島市															
34	302	府中町															
34	304	海田町															
34	307	熊野町															
34	309	坂町															
34	368	安芸太田町															
34	369	北広島町															
34	431	大崎上島町															
34	462	世羅町															
34	545	神石高原町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2021年4月1日現在で開設済の施設)																
			名 称	設立年月日	職員数(人)		予算額 (千円)	主 な 事 業											
					常 勤	非 常 勤		広 報 啓 発	講 座	相 談 事 業	情 報 収 集 ・ 提 供	苦 情 処 理	交 流 促 進	企 業 ・ N P O と の 連 携	国 際 交 流	調 査 研 究	そ 他		
			3																
34	100	広島市	広島市男女共同参画推進センター	2012年4月1日	9	0	64,753	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	近隣する商店街と連携した事業、ギャラリーの運営、施設利用者を対象とする託児	
34	202	呉市																	
34	203	竹原市																	
34	204	三原市																	
34	205	尾道市																	
34	207	福山市	福山市男女共同参画センター	2003年7月14日	10	8	29,967	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
34	208	府中市																	
34	209	三次市																	
34	210	庄原市																	
34	211	大竹市																	
34	212	東広島市	東広島市男女共同参画推進室	1997年4月1日	1	0	190	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	団体活動支援(活動スペース、資料保管ボックスの提供)
34	213	廿日市市																	
34	214	安芸高田市																	
34	215	江田島市																	
34	302	府中町																	
34	304	海田町																	
34	307	熊野町																	
34	309	坂町																	
34	368	安芸太田町																	
34	369	北広島町																	
34	431	大崎上島町																	
34	462	世羅町																	
34	545	神石高原町																	

都道府県	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
				5		14	0	0.0	23	0	0.0	9	0	0.0	9	0	0.0	3,782	274	7.2
34	100	広島市				1	0	0.0	2	0	0.0							自治会長 の人数は 把握して いません。		
34	202	呉市	2003年1月28日	呉市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							438	41	9.4
34	203	竹原市	2000年11月12日	男女共同参画社会づくり宣言	4	1	0	0.0	1	0	0.0							75	0	0.0
34	204	三原市				1	0	0.0	2	0	0.0							504	54	10.7
34	205	尾道市				1	0	0.0	2	0	0.0							457	34	7.4
34	207	福山市				1	0	0.0	2	0	0.0							1026	54	5.3
34	208	府中市				1	0	0.0	1	0	0.0							70	1	1.4
34	209	三次市				1	0	0.0	2	0	0.0							19	0	0.0
34	210	庄原市				1	0	0.0	2	0	0.0							22	0	0.0
34	211	大竹市	2000年2月27日	男女共同参画社会づくり宣言	4	1	0	0.0	1	0	0.0							68	3	4.4
34	212	東広島市				1	0	0.0	2	0	0.0							48	0	0.0
34	213	廿日市市				1	0	0.0	2	0	0.0							445	62	13.9
34	214	安芸高田市	2009年9月5日	安芸高田市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							32	0	0.0
34	215	江田島市				1	0	0.0	1	0	0.0							31	2	6.5
34	302	府中町										1	0	0.0	1	0	0.0	67	5	7.5
34	304	海田町										1	0	0.0	1	0	0.0	45	6	13.3
34	307	熊野町	2008年12月20日	熊野町男女共同参画都市宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	20	2	10.0
34	309	坂町										1	0	0.0	1	0	0.0	17	1	5.9
34	368	安芸太田町										1	0	0.0	1	0	0.0	48	0	0.0
34	369	北広島町										1	0	0.0	1	0	0.0	158	3	1.9
34	431	大崎上島町										1	0	0.0	1	0	0.0	36	2	5.6
34	462	世羅町										1	0	0.0	1	0	0.0	126	4	3.2
34	545	神石高原町										1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査時点コード	1	2021年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現況値						目標設定の対象である審議会等の範囲						地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			調査時点コード				
			目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	目標設定の対象である審議会等の目標及び現況値	その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他						
																																その他	その他	その他			
		小計			771	688	10,681	3,026				28.3																									
		34 100	広島市	委員数の割合が男女いずれも40%以上の審議会を増やす(2020年度100%)			72	70	1,232	361	29.3																										
		34 202	呉市	30.0	2023年3月	44	42	722	161	22.3																											
		34 203	竹原市	35.0	2022年3月	46	39	529	154	29.1																											
		34 204	三原市	33.0	2025年3月	48	45	617	177	28.7																											
		34 205	尾道市	30.0	2022年3月	68	58	877	250	28.5																											
		34 207	福山市	30.0 (最終目標は、男女の委員数の均衡を図る)	2023年3月	71	66	1,151	304	26.4																											
		34 208	府中市	30.0	2022年3月	39	33	464	100	21.6																											
		34 209	三次市	44.0	2027年3月	28	28	384	112	29.2																											
		34 210	庄原市	2026年度末までに全ての審議会等で30%			60	51	760	232	30.5																										
		34 211	大竹市	30.0	2024年3月	25	21	279	61	21.9																											
		34 212	東広島市	35.0	2025年3月	54	48	722	222	30.7																											
		34 213	廿日市市	30.0	2026年3月	53	47	709	207	29.2																											
		34 214	安芸高田市	40.0	2022年3月	16	14	463	179	38.7																											
		34 215	江田島市																																		
		34 302	府中町	40.0	2022年3月	22	21	254	93	36.6																											
		34 304	海田町	30.0	2022年	22	17	207	60	29.0																											
		34 307	熊野町	35.0	2021年3月	15	15	149	43	28.9																											
		34 309	坂町																																		
		34 368	安芸太田町	30.0	2025年3月	14	12	193	44	22.8																											
		34 369	北広島町	30.0	2023年3月	18	17	274	81	29.6																											
		34 431	大崎上島町	40.0	2025年3月	20	15	267	81	30.3																											
		34 462	世羅町	30.0	2025年3月	25	22	284	88	31.0																											
		34 545	神石高原町	30.0	2022年3月	11	7	144	16	11.1																											

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

広島県

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数		女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)
								1	1	6	1	16.7	0	0	0	0									
	広島市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	呉市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	竹原市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	三原市							1	1	6	1	16.7	0	0	0	0									
	尾道市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	福山市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	府中市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	三次市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	庄原市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	大竹市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	東広島市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	廿日市市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	安芸高田市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	江田島市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	府中町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	海田町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	熊野町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	坂町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	安芸太田町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	北広島町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	大崎上島町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	世羅町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	神石高原町							0	0	0	0		0	0	0	0									

調査時点 議会関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)

都 道 府 市 区 村 町 支 庁 道 名	市 区 村 町 支 庁 道 名	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8						
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を言む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次の期間の明記はあるか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はありますか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い						
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他員体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
		17	1の合計	23	3	0	16		2		14	14	15	15	15	13
		5	2の合計	0	20	16	7		21		3	4	4	3	7	2
		1	3の合計	0		7	0		0		0	0	0	0	0	0
		0	4の合計	0							6	5	4	5	1	8
		広島市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この要綱において、「文書等」とは、職員が職務上作成する文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方法その他の電磁的方法によりして記録することのできる方式で作られた記録をいう。)をいう。 (旧姓使用の範囲) 第3条 旧姓を使用する文書等は、次に掲げるものとする。 (1) 単に氏名が記載されたもの (例 職員名簿、名刺、電子メールアドレス等) (2) 専ら市内部で使用される文書等で、旧姓を使用しても職務執行又は事務推進に支障を生じないもの (例 経費文書、旅行命令書、復命書等) (3) その他経理系文書等で所長が認めるもの (旧姓使用の届出) 第4条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用届(別記様式1)により、所長を経由して企画総務部人事課人事課長(以下「人事課長」という。)に届け出なければならない。 2 人事課長は、前項の規定による届出を受けた場合は、旧姓使用届(別記様式2)を当該職員に交付するとともに、旧姓、戸籍上の氏名その他の必要な事項を旧姓使用者台帳(別記様式3)に登録するものとする。 (旧姓使用者等の責務) 第5条 前条第1項の規定による届出した職員は、旧姓を使用するに当たり、市及び他の職員に誤解又は混乱を生じさせないよう努めるとともに、旧姓を使用する文書等には、旧姓を使用しなければならない。 2 所長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 (旧姓使用の中止) 第6条 旧姓を使用する職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(別記様式4)を、所長を経由して人事課長に提出しなければならない。 2 人事課長は、前項の規定による旧姓使用中、中止の届出を受けた場合には、旧姓使用者台帳にその旨を記載するものとする。 (委任) 第7条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、人事課長が定める。 附 則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。	広島市議会	1	1	2	1		2		1	1	1	1	1	4
		呉市職員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第4条に規定する職員をいう。以下同じ。)について、改姓後の氏(以下「新姓」という。)を使用することによる公務活動に影響を及ぼすと認められる場合に、その影響をできる限り緩和するよう配慮するため、市の文書等において当該職員が改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。	呉市議会	1	2	3	2		2		1	2	1	1	1	4

都 道 区	市 区	市 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問4 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。		問7 問6で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。		問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない								
									議 会 名	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	問4で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない								
34	##	竹原市	2		竹原市議会	1	2	2	1	竹原市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
34	##	三原市	1	三原市議員旧姓使用取扱要綱第2条 議員は、任命権者の承認を得て、法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上又は事務処理上職務や混乱を招くおそれのない文書等について、旧姓を使用することができる。	三原市議会	1	2	2	1	三原市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
34	##	高田市	1	高田市議員旧姓使用取扱要綱 第2条第1項 議員は、申状に届出をして、専ら職員の間で使用している文書、経歴的な文書等で職務遂行上又は事務処理上職務や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	高田市議会	1	2	2	1	高田市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
34	##	福山市	1	福山市議員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、福山市に勤務する職員(以下「職員」という。)が婚姻、喪子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって姓を改めた後も、引き続き増婚等の事由(以下「旧姓」という。)を職務を遂行するに当たり使用することに關して必要な事項を定めるものとする。	福山市議会	1	2	2	1	福山市議会規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、事故、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
34	##	府中市	1	府中市議員旧姓使用取扱規定 第2条 議員は、任命権者に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上又は事務処理上職務や混乱を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。	府中市議会	1	2	3	2		2				4	4	2	4	2	4	
34	##	三次市	1	三次市議員旧姓使用取扱規程 第3条 旧姓の使用は、他の法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められるもので、次の各号に掲げるものについて承認する。	三次市議会	1	2	2	1	三次市議会会議規則 第2条 議員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択した場合、産産後の就業制限の期間に係る前産後期間の明記はあるか。	問5 問1で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休前産後の就業制限の規定はあるか。	問7 問1で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い						
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合当該部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
			庄原市議員旧姓使用取扱要綱 第2条 議員は、市長に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職務で使用している文書、軽微な文書等で職務遂行又は事務処理上必要と認められるおそれのないものについて、旧姓を使用することができるものとする。	庄原市議会	1	2	2	1		2		1	1	1	1	1	1
			大竹市議員の旧姓使用に関する要綱 (旧姓の使用) 第2条 議員は、職務遂行上又は事務処理上必要と認められるおそれのない文書等であって、次に掲げるものについて、旧姓を使用することができる。 (1) 職員名簿、名札等の単に氏名が記載された文書等 (2) 組織内部で使用される文書等で、議員の同一性を容易に確認できるもの (3) 議員の権利、義務等に関する文書等で、議員の同一性を容易に確認でき、かつ、旧姓使用を原因とする紛争のおそれがないもの (4) その他法令等に基づかない文書等で、公務遂行上旧姓を使用しても支障がないと所属長が認めるもの	大竹市議会	1	2	3	2		1		4	4	4	4	2	1
			東広島市議員旧姓使用取扱要綱 第2条 議員は、次に掲げるものについて、旧姓を使用することができる。 (1) 職場での呼称 (2) 名刺、職員録等単に名前が記載されたものの (3) 議員の権利又は義務に関する文書等であって、議員の同一性を容易に確認でき、かつ、旧姓使用を原因とする紛争が生ずるおそれがないもの (4) 軽微な文書、事務分掌等組織内部で使用される文書等であって、議員の同一性を容易に確認できる内容のもの (5) 新卒時に掲げるものほか、事務処理上必要と認められるおそれのない文書等であって、円滑な事務の遂行に支障を及ぼすおそれのないもの	東広島市議会	1	2	2	1		2		1	1	1	1	1	1

都 道 区	市 区	市 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8										
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出生に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつける。1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い										
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間が、明記した規定より長い場合、労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他									
			議 会 名																		
		34	甘日市	甘日市市議員の旧姓使用に関する要綱 (趣旨) この要綱は、一般職、臨時及び非常勤の職員(以下「職員」という。)、が、婚姻、離婚、養子縁組又は離縁等(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。))を使用することに關して必要な事項を次のとおり定める。	甘日市市議会	1	2	2	1												
		34	安芸高田市	安芸高田市議員の旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、安芸高田市議員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。))を文書等に使用する手続等に関し必要な事項を定めるものとする。	安芸高田市議会	1	2	3	2												
		34	江田島市	江田島市議員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第1条 職員(非常勤職員及び臨時職員を含む。以下「職員」という。))は、この要綱の定めるところにより、文書等に次に掲げるものを除き、以下同し。)に旧姓を使用することができる。 (1) 職務書、市町村職員給与給付書、市町自治会事務組合、日本年金機構、労働期、金融機関、給与から控除する保険事業者等の機関又は法人の円滑な事務の遂行に支障を及ぼすおそれのある文書等 (2) 人事・給与システムに登録された情報に基づく人事簿、給与支給明細書及び文書等(専ら該当するもの及び人事異動通知書を除く。) (3) 前2号に掲げるもののほか、旧姓を使用することにより法令上又は実務上支障が生じると認められる文書等	江田島市議会	1	2	3	2												
		34	府中町	府中町議員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) この要綱は、臨時任用職員を除く一般職の職員(以下「職員」という。))が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。))を文書等に使用するに關して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓を使用できる文書等) 第2条 職員は、任命状等の承認を得て、職務遂行又は事務処理上支障や遅延を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。 第3条 前項の旧姓を使用することができる文書等とは、各号に掲げるものとする。 (1) 職場での事務 (2) 名刺、電算システム等の氏名表示 (3) 起案文書、出勤簿等専ら組織内部で使用する文書等で、容易に職員の同一性を確認できる内容のもの (4) その他法令等に基づかない文書で所属長が認めるもの	広島県府中町議会	1	2	2	1												
		34	海田町	海田町議員旧姓使用取扱要綱(抄) 第3条 職員は、法令等に抵触するおそれなく、専ら職務内で使用している文書、軽微な文書等で職務遂行上又は事務処理上支障や遅延を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。	海田町議会	1	2	2	1												

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8							
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○を付けてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い							
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
			熊野町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、各任命権者に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上又は事務処理上簡便や混乱を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。	熊野町議会	1	2	3	2				2	2	2	2	2	2	
				坂町議会	1	1	2	1				2	4	4	4	4	4	
			安芸太田町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、任命権者の承認を得ることにより、法令に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、経費文書等において職務遂行上又は事務処理上簡便や混乱を招くおそれのない文書については、旧姓を使用することができる。	安芸太田町議会	1	1	2	1				2	1	1	1	1	1	4
				北広島町議会	1	2	3	2				2	2	2	2	2	4	
				大崎上島町議会	1	2	2	1				2	1	1	1	1	4	
				世羅町議会	1	2	2	1				2	2	2	2	2	2	
				神石高原町議会	1	2	2	1				2	1	1	1	1	1	

調査時点	調査関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)
------	------------------------------

都 道 区	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
		問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラズメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で、1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問13 問12で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラズメント防止に関するもの以外)を行っているかどうか。	問15 議会において、通報又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。					
	村	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳室に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	へ防1 備止 にハ 理に ハ あ規 関ラ る定 すス 等る メ ン が定	相に2 関ハ 談開 。恐 すハ ら口 るを 修開 ラ るを すス 行る メ ン で員	向防3 け止 。研 にハ ら口 るを 修開 ラ るを すス 行る メ ン で員	4 . そ 他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)
	市	0	0	6	5	0	0	0			1	3			1
	市	1	3	5	0	0	0	0			7	3			22
	市	0	0	12	0	0	2	0			15	1			0
	市	22	20	0	0	0	0	0			0	16			
	市	4	4	3							3	2			1
	市	4	4	2							3	4			2
	市	4	4	3							3	4			2
	市	4	2	1	1		3				3	4			2
	市	4	4	2							2	4			2
	市	4	4	2							2	4			2
	市	2	2	2							3	2			2
	市	4	4	1	1						2	4			2
	市	4	4	3							3	4			2
	市	4	4	3							3	1			2
	市	4	2	3							3	4			2
	市	4	4	3							2	4			2
	市	4	4	1	1						2	4			2
	市	4	4	3							3	4			2
	市	4	4	3							3	4			2
	市	4	4	3							2	4			2
	市	4	2	3							3	4			2
	市	4	4	3							3	4			2
	市	4	4	1	1						2	4			2
	市	4	4	3							3	4			2
	市	4	4	3							3	4			2
	市	4	4	3							2	4			2
	市	4	4	3							3	4			2

都 道 区	市 区	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを 含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの 具体的な役割が明確に位置づけられているか。
		問9 議員の利用すること で保育施設等が議会に 設置または提供されて いるか。	問10 議員の利用すること で授乳室等が議会に設 置または提供されてい るか。	問11 議会におけるハラスメ ント防止に関する取組 を行っているか。	問12 問11で1.を選択した場 合、行っている取組み は、次のうちどれか。	問13 問12で1.を選択した場 合該当部分の条文(本文) を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研 究(ハラスメント防止に關 するもの以外)を行って いますか。	問15 議会において、通称又は 旧姓の使用を認めていま すか。	問16 問15で1.を選択した場 合該当部分の条文(本文) を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参 画のために実施している ことがあればご記入くだ さい。		
府	市	1. 人員及び場所の設置 または提供がされている。 (臨時のものを含む) 2. 保育に必要な場所の 設置または提供がされて いる。(臨時のものも含 む) 3. 設置または提供する 予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置さ れている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所 の設置または提供がされ ている。(臨時のものも含 む) 3. 設置または提供する 予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今 後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後 取組む予定もない。	1. 防犯 2. 相 3. 向 4. 其 その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後 取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取 組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認 めている。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運 用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過 去に使用した事例も判断し たこともない。		1. 位置づけられた規 定がある。 2. 位置づけられてい ない。 3. その他(不平等)		
34	府中町	4	4	1	1		3	1	2			
34	## 湯田町	4	4	3			3	2	2			
34	## 新和町	4	4	3			3	4	2			
34	## 坂町	4	4	3			3	4	2			
34	## 安芸太田町	4	4	1	1		2	3	2			
34	## 北広島町	4	4	3			3	4	2			
34	## 大崎上島町	4	4	1			1	1	2			
34	## 増穂町	4	4	2			2	4	2			
34	## 神名高岡町	4	4	3			2	4	2			